

鴨川市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 10 号

鴨川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険条例（平成 17 年鴨川市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。